

○福島地方水道用水供給企業団水道技術 管理者規程

〔平成17年2月15日
管理規程第2号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命）

第2条 技術管理者は、水道法施行令第6条で定める資格を有する者の中から企業長が任命する。

（職務）

第3条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行うものとする。

- （1）水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- （2）法第13条第1項に規定する水質検査及び施設検査に関すること。
- （3）法第20条第1項に規定する水質検査に関すること。
- （4）法第21条第1項に規定する健康診断に関すること。
- （5）法第22条に規定する衛生上の措置に関すること。
- （6）法第23条第1項に規定する給水の緊急停止に関すること。
- （7）法第37条前段に規定する給水停止に関すること。
- （8）その他水道技術上の重要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる検査その他の措置をとった場合において、それが重要又は異例な事項と認められるときは、企業長に報告するものとし、同項第6号又は第7号に掲げる事項の措置をとる場合には、事前に企業長に報告しなければならない。

（職務の補助者）

第4条 技術管理者の職務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「技術管理補助者」という。）を置く。

- 2 技術管理補助者は、事務局長が指名する。
- 3 技術管理補助者は、技術管理者の命を受け、職務を行うものとする。
- 4 技術管理補助者の職務のうち、特に重要又は異例な事項については、事前に技術管理者に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、技術管理者の職務に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。